

9月11日は「警察相談の日」

～緊急電話は110番、相談ごとは#9110番～

緊急の事件・事故以外の相談は、110番通報でなく局番なしの「#9110番」を利用してください。

警察安全相談窓口では、犯罪などによる被害の未然防止に関する相談、暮らしの安全と平穩に関する相談、事件や事故に至る不安や危険を感じていることの相談に乗り、問題解決に必要な助言や措置を行っています。



●相談先

警察相談専用ダイヤル「#9110番」

月～金曜日 午前9時～午後5時

(祝日・年末年始を除く。)

※ダイヤル回線および一部のIP電話からは
☎052-953-9110 (警察本部住民コーナー直通電話)へ

●問い合わせ

半田警察署 警務課

☎0569-21-0110

調停相談所を開設します

民事・家事の紛争について、その解決手段の1つである調停制度の利用に関する相談を受け付けます。

●とき 10月3日(土) 午前10時～午後3時

●ところ

半田市福祉文化会館

☞半田市雁宿町1-22-1

●内容

交通事故、金銭、土地建物、公害、家庭内の紛争などの手続き案内

●相談員 調停委員

●相談料 無料

●主催 半田調停協会

●問い合わせ

半田簡易裁判所 ☎0569-21-1610

金融トラブルにあわないために



振り込め詐欺や不正な未公開株の勧誘などにあわないための対処法や、多重債務問題などについて説明します。

■消費生活講座

●とき 9月30日(水) 午後1時30分～3時

●ところ 勤労福祉会館 会議室D

●定員 30名(先着順)

●講師 東海財務局 職員

●参加費 無料

●申し込み

9月8日(火)～18日(金)に問い合わせ先へ(電話申込可)

●問い合わせ

商工振興課(勤労福祉会館内)

☎83-6118

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」

はり紙、はり札、立看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の設置には、まちの景観や自然環境を守るため、愛知県屋外広告物条例による一定の制限があります。屋外広告物を設置するときは、事前に県公園緑地課または役場都市整備課へ相談し、規制の内容について確認してください。

また、県内で屋外広告業を営むためには、事前

に知事の登録を受ける必要があります(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市は別制度)。屋外広告物条例を守り、美しいまちづくりを進めましょう。

●問い合わせ

・県 建設部 公園緑地課

☎052-954-6612

・役場 都市整備課 内線332